

令和4年度 樺戸郡浦臼町農業委員会

第31回 (3月)会議録

招集期日	令和5年3月24日	13時30分	場所	行政センター 委員会室
開閉会 日時及び 宣告者	開会	令和5年3月24日	招集者	畑 山 証
	閉会	令和5年3月24日	会長	畑 山 証
会長	畑 山 証		職務代理	位 田 勝

委員の応招、並びに出席状況

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	位田 勝	欠席	6	今田 厚子	出席	11	静川 広巳	出席
2	古橋 優一	出席	7	石橋 和博	出席	12	土橋 直生	出席
3	三次 博之	出席	8	佐藤 等	出席	13	畑山 証	出席
4	鎌田 和久	出席	9	高田 輝雄	出席			
5	石井 文彦	欠席	10	折坂 義一	欠席			
農業委員会事務局職員		事務局長	馬狩 範一		書記	係長:木村秀幸・主事:藤澤翔太郎		

議案説明のため出席した者の職氏名

町長		副町長	
----	--	-----	--

議事日程並びに会議事件

日程第1		会期の決定について
日程第2		会議録署名委員の指名について 4 鎌田 委員 6 今田 委員
日程第3	議案 第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日程第4	議案 第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案 第3号	「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の制定について
日程第6	追加議案 第1号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の決定について

議事の顛末

議長	<p>会長挨拶</p> <p>それでは、定数に達しているので、只今より第31回浦臼町農業委員会総会を開催いたします。直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、会期を定めることについてを議題とします。本日の第31回浦臼町農業委員会の会期は、令和5年3月24日、本日1日とすることにご異議ございませんか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第2、会議録署名委員の指名ですが、議長が指名することにご異議ございませんか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは、4番、鎌田委員、6番、今田委員、よろしく申し上げます。</p> <p>日程第3以降につきましては、事務局長より説明します。</p>
事務局	<p>第31回浦臼町農業委員会総会の議事につきまして、日程第3、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、2件でございます。日程第4、議案第2号、農地第3条に規定による許可申請について、賃貸2件、贈与1件、売買1件でございます。日程第5、議案第3号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の制定について。日程第6、追加議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について、賃貸1件でございます。これらの審議を賜りたいと存じます。よろしくお願いたします。以上です。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。それでは順次議題に入ります。1ページ、日程第3、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。なお、この合意解約2件については、一括審議といたします。事務局の説明を願います。</p>
事務局	<p>議案1ページをお開き下さい。議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について。下記の者から農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書が提出されており、賃貸借の解約が成立していると考えられることから、意見を求めます。令和5年3月24日提出。浦臼町農業委員会会長畑山証。1. 土地及び関係</p>

事務局

人の表示、所在は*****。地目は公簿、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。貸主は*****、借主は*****です。適用は合意解約。農地法第3条による賃貸借で、*****でしたが、*****合意解約の通知書が提出されています。図面は2ページになります。場所は*****農地です。合意解約した農地については本日の議案に提出しますが、農地法第3条による売買を行います。議案1ページの説明は以上でございます。

続きまして、議案3ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****。地目は公簿、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。貸主は*****、借主は*****です。適用は合意解約。*****合意解約の通知書が提出されています。図面は4ページになります。場所は*****農地です。合意解約した農地については本日の議案に提出しますが、農地法第3条による賃貸を行います。議案3ページの説明は以上でございます。

議 長

只今、説明のありました2件についてご意見、ご質問をお受けします。

委 員

ありません。

議 長

それでは、この2件の合意解約については、承認致します。

議 長

5ページ、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を願います。

事務局

議案5ページをお開き下さい。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、下記の者から農地法第3条の規定による許可申請書の提出がありましたので意見を求めます。令和5年3月24日提出、浦臼町農業委員会会長畑山証。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****。地目については公簿、現況ともに一覧のと

事務局

おりで、面積は*****平方メートルです。貸主は*****。借主は*****です。貸付理由は*****、借受理由は*****です。対価は*****円で、単価は*****円です。賃貸借の期間は**年間です。図面は6ページになります。場所については*****農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、7ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案5ページの説明は以上でございます。

議 長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員

ありません。

議 長

それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長

次に8ページ、貸主*****、借主*****について、審議いたします。事務局の説明を願います。

事務局

議案8ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在から面積までは議案3ページの農地ですので説明は省略いたします。貸主は*****。借主は*****です。貸付理由は*****、借受理由は*****です。対価は*****円で、単価は*****円です。対価及び単価については前回賃貸借と同条件となっています。賃貸借の期間は**年間です。図面は9ページになります。場所については議案3ページの農地ですので説明は省略いたします。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、10ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案8ページの説明は以上でございます。

議 長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

土橋委員

畑地化や水張りによる転作等の補助金に関連して確認しますが、水張りは可能な圃場ですか。

三次委員 転作で牧草を作付けしていますので、長い間水張りはしていない状況です。

静川委員 借主から、売渡しについて相談を受けましたが、貸主と話し合うよう、伝えております。

議 長 ほかに、ご意見・ご質問ありませんか。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長 次に11ページ、譲渡人****さん、譲受人****について、審議いたします。なお、この件については、静川委員に関する事項であり、農業委員等に関する法第31条の記事参与の規定に基づき、静川委員には一時退席して頂きます関係議事終了後に入室着席していただきます。

静川委員退席・退室。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案11ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****。地目については公簿、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。譲渡人は*****。譲受人は*****です。譲渡理由は*****、譲受理由は*****です。図面は12ページになります。場所については*****農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、13ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案11ページの説明は以上でございます。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件について、許可することで決定致します。静川委員の入室をお願いします。

静川委員入室・着席。

議 長 次に14ページ、譲渡人*****、譲受人*****について、
について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案14ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在から面積までは議案1ページの農地ですので説明は省略いたします。譲渡人は*****。譲受人は*****です。譲渡理由は*****
*****、譲受理由は*****です。対価は*****
*****円で、単価は*****円です。図面は15ページになります。場所については議案1ページの農地ですので説明は省略いたします。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、16ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案14ページの説明は以上でございます。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

鎌田委員 図面での確認ですが、圃場内に住宅がはみ出ている状況で売り渡しておりますが、問題は無いのでしょうか。

事務局 実際に、譲渡人と譲受人で話し合っており、この状況を確認して、両者納得の上であることを確認しております。

鎌田委員 わかりました。

議 長 ほかに、ご意見・ご質問ありませんか。

委 員 それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長 17ページ、日程第5、議案第3号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の制定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

議 長

事務局 議案17ページをお開き下さい。議案第3号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の制定について、平成28年4月1日施行の農業委員会等に関する法律(昭和26年第88号、以下「法」という。)の改正により、農業委員会が策定に努めるべきとされた「農地等の利用の最

事務局

適化の推進に関する指針」について、令和5年4月1日の法改正により全ての農業委員会において策定が義務づけられることから、令和4年12月28日付農調第1123号(北海道農政部農業経営局農地調整課長通知)「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について」に基づき、別紙のとおり定めたいので意見を求めます。令和5年3月24日提出、浦臼町農業委員会会長畑山証。

指針案については18ページから21ページになります。「最適化の推進に関する指針」については、毎年4月頃に行っている「最適化活動の目標の設定」及び「活動の点検・評価」の文字通り指針となるもので、有休農地の発生防止や農地の集積・集約化、新規参入の推進等の将来的な目標と具体的な推進方法等を設定するものです。指針の作成については、今までは努力義務だったことから本委員会では作成していませんでしたが、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により、全ての農業委員会において作成することを義務づけられたことから、今回の指針案を作成した次第となります。

具体的な目標数値につきましては、今まで設定してきた単年度の目標を元に設定しています。個別に説明しますと、まず18ページの下段、有休農地の解消目標について、有休農地の新規発生を防止し、3年後の有休農地面積は0ヘクタールを維持することを目標としています。次に19ページの中段、担い手への農地利用集積目標について、現状の集積率を維持することを念頭に、3年後の集積面積は6ヘクタール増加の3,156ヘクタール、集積率は0.2%増の97.4%を目標としています。次に20ページの中段、新規参入の促進について、町内農業者の減少・高齢化が進んでいること、また、令和2年3月から令和5年3月までの3年間で新規参入者が1人であったことを踏まえまして、年間1経営体の新規参入を目標とし、具体的な数値としては3年後に新規参入者が3経営体、取得面積は計6ヘクタールとしています。

なお、指針の基本的な考え方や具体的な推進方法及び評価方法については、説明を省略しますので、お目通し願います。議案17ページの説明は以上でございます。

議長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

土橋委員

目標を達成できなかった場合は、ペナルティーはありますか。

事務局

ペナルティーはありませんが、報告と公表の義務はあります。

静川委員

浦臼町は、農地利用最適化推進員はいない状況ではあるのに、推進に

に関する指針を設ける必要はあるのですか。

事務局

本町は、遊休農地も無く、集積・集約化率は97%という状況ですので、農地利用最適化推進委員は設置しなくても良い状況です。その場合は、農業委員が農地利用最適化推進委員の活動を兼ねて行うこととなるため、指針の設置はしなければなりません。

議長

ほかに、ご意見・ご質問ありませんか。

委員

ありません。

議長

それでは、この件については、原案どおり制定することで決定致します。

議長

22ページ、日程第6、追加議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。貸主*****、借主*****について、審議いたします。事務局の説明を願います。

事務局

議案22ページをお開き下さい。追加議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、浦臼町長より申請のあった別紙内容による農用地利用集積計画の決定について審議する。令和5年3月31日公告予定。令和5年3月24日提出、浦臼町農業委員会会長畑山証。議案23ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示。**番号**。所在は*****
*****。地目は公簿・現況共に一覧の通りで、面積は*****平方メートルです。賃借料は*****円。単価は*****円です。引渡しの時期は*****です。貸主は*****さん、借主は*****
*****です。貸付理由・借受理由は*****
*です。契約期間は*****から*****
*までの**年間となります。図面については24ページになります。場所は*****農地です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断ですが、25ページに調査書を添付してありますとおり、各号に適合していますので許可要件を全て満たしています。議案22ページの説明は以上でございます。

議長

この件につきましては、「あっせん」を行っておりますので、あっせん

